

令和3年度監査方針及び年間監査計画

1 監査方針

令和3年度の監査等の方向性や重点項目等について定める監査方針は、以下のとおりとする。

(1) 経済性・効率性・有効性の観点による監査等の充実

神栖市監査基準第1条第1項の目的を達成するため、正確性・合規性はもとより、経済性・効率性・有効性からの監査等を充実させる。

(2) リスク・アプローチによる監査等の強化

監査等の対象に関する業務内容等を確認し、過去の監査結果の指摘等を踏まえ、事務処理の傾向からリスクを想定した上で、リスクの高いものに対しては、それに沿ったより具体的な重点事項・着眼点を定めて監査等を実施する。

(3) 監査等の結果に対するフォローアップの充実

監査等の結果が事務事業の改善に資することとなるよう、過年度の指摘等に基づく措置状況について検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘又は勧告等を行って、監査等の牽制機能を発揮する。

(4) 職員への監査結果の発信

監査結果について、市全体の問題として認識するよう、分かりやすい形で情報発信を行い、同じ指摘等が発生しないよう監査の実効性を確保する。

2 年間監査計画

神栖市監査基準第7条第1項の規定に基づき、年間監査計画を次のとおり定める。令和3年度は以下の監査等を実施することとし、具体的な内容については別途、各監査の実施計画を策定する。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

ア 定期監査

実施にあたっては、市長部局（公営企業を含む。）、行政委員会事務局、学校、幼稚園・保育所（認定こども園を含む。）（以下「部等」という。）を単位とし、監査の対象となる部等は概ね4年間で一巡することとする。

なお、令和3年度においては、生活環境部、水道課及び健康福祉部について監査を実施する。

イ 行政監査

市の一般の事務について、それが法令に適合しているか、さらに、その執行において経済性・効率性・有効性が図られているかを主眼とし、定期監査と同時に実施する。

ウ 財政援助団体等監査

財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）に係る経理事務、契約事務、財産管理事務その他の事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、現地調査を実施する。

監査の対象となる財政援助団体等については、事業内容、財政的援助の実績、出資比率及び過去に実施した監査の時期、内容等を勘案して選定する。

エ 例月出納検査

会計管理者，上下水道事業の管理者の権限を行う市長等から検査資料の提出を求め，出納関係諸帳簿等の計数を検査するとともに，関係職員の説明を求める。

オ 決算審査及び基金運用状況審査

一般会計・特別会計の決算審査については，関係諸帳簿と決算書を照合し，予算執行の適否を検討するとともに計数の確認を行う。また，基金の運用状況については，関係諸帳簿等により計数の確認を行い，その内容について審査する。

公営企業会計の決算審査については，決算及び決算附属書類の記載様式及び記載事項が法令に準拠して作成されているか，決算に係る諸表が予算の執行状況，経営成績及び財政状況を明瞭かつ適正に表示しているか否かに主眼を置き，関係諸帳簿及び証書類を照合審査する。

カ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率・資金不足比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか，記載事項は法令に準拠して作成されているか，決算書及び関係諸帳簿等により計数の確認を行い，その内容について審査する。

(2) 監査等の対象別実施予定時期及び実施体制

監査等の対象別実施予定時期及び実施体制の詳細については，別途定めるものとする。

(3) 監査結果に基づく措置状況の報告及び公表

監査の結果に関する報告に基づく措置状況の報告については，監査委員による講評後，概ね6か月以内に提出を求めるとともに，その内容を公表する。

(4) その他

年間監査計画に定める監査等のほか，監査を実施する必要性が生じた場合は，その都度協議し実施する。